

## 継続 申請用

今までに本奨学金の認定を受けたことがある生徒は、  
こちらの案内に基づいて申請してください。  
継続を希望しない場合も、不申請届の提出が必要です。

令和8年度

# 埼玉県高等学校等奨学金 申請のしおり

### <埼玉県高等学校等奨学金>

高等学校等に在学する生徒へ、奨学金を無利子でお貸しします。  
連帯保証人は不要です。借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。

### <奨学金の申請又は不申請の届出は>

申請期限までに、提出用封筒に申請書類または不申請届を入れて直接郵送してください。  
学校には提出しません。申請方法の詳細は、このしおりでご確認ください。

<申請期限> 令和8年4月30日(木)まで(必着)

- ※ 必着ですので、余裕を持って提出してください(消印有効ではありません)。
- ※ 申請書類の到着確認には応じられませんので、配達状況を確認したい場合は、配達状況が確認できる方法(簡易書留や特定記録等)で発送してください。

※ 提出期限後に提出された申請については、認定審査を行いません。奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。

※ 申請に不備があった場合は、奨学金の貸与を受けられる時期が遅くなります。  
しおりをよく読んで、申請をしてください。





## 目 次

【重要なお知らせ】	-----	2
1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ	-----	3
2 対象となる生徒	-----	4
3 奨学金の貸与期間	-----	4
4 奨学金の貸与額	-----	5
5 奨学金の返還	-----	5
6 申請書類と提出方法	-----	7
7 申請期限	-----	8
8 奨学金の貸与方法	-----	8
9 奨学金の返還猶予と返還免除	-----	9
申請書記入例	-----	10
よくある質問	-----	12

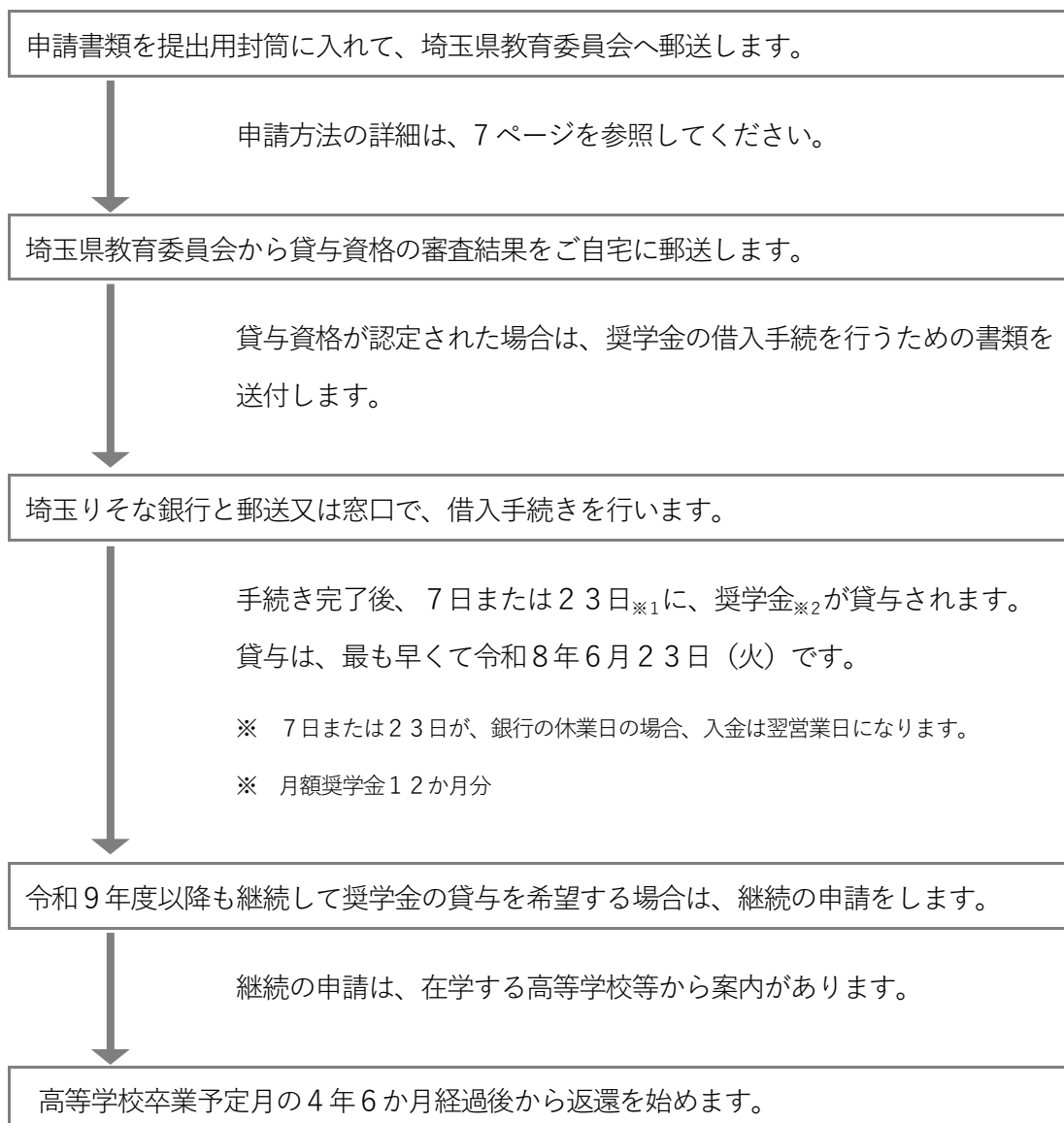
## 【重要なお知らせ】

- ✓ この奨学金は、保護者ではなく、生徒本人にお貸しするものです。  
借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。
- ✓ この奨学金は、貸与資格の要件があります（詳細 4 ページ参照）。  
生徒本人からの申請に基づき、県で審査を行います。  
審査の結果、貸与資格の認定を受けられない場合があります。
- ✓ 申請内容によって、貸与資格審査に時間を要し、認定や貸与時期が遅れることがあります。
- ✓ 奨学金の借入手続きは、前回の手續以降、生徒本人の氏名に変更がない場合は、郵送での手続きとなります。  
前回の手續以降、生徒本人の氏名が変更になった場合は、埼玉りそな銀行の窓口で手続きをする必要があります。
- ✓ 暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）等は、奨学金の借入はできません。また、その確認に時間を要し、希望日に入金できない場合もありますのでご了承ください。
- ✓ 埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する個人情報を当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関（埼玉りそな銀行）に対して提供する場合があります。

ご理解とご協力をお願いいたします。



## 1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ



奨学金は、埼玉りそな銀行に返還します。

返還開始時期が近づきましたら、返還の案内をお知らせします。

## 2 対象となる生徒

### ①～③の全ての要件に該当する方

- ① 高等学校等<sup>※1</sup>に在学すること
- ② 保護者が埼玉県内に居住していること
- ③ 品行方正であって、学習意欲があり<sup>※2</sup>、経済的理由により修学が困難<sup>※3</sup>であること

#### ※1 高等学校等

埼玉県内・県外を問わず、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含みます。高等学校には専攻科・別科を含みます。専修学校高等課程の対象校については、埼玉県教育委員会（財務課）へお問い合わせください。

#### ※2 品行方正であって、学習意欲があり

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。

校長推薦は、県から学校へ依頼しますので、保護者・生徒は、学校へ連絡する必要はありません。

#### ※3 経済的理由により修学が困難

継続申請者の場合、保護者の所得審査はありません。

## 3 奨学金の貸与期間

貸与資格の認定期間は、令和8年4月から令和9年3月までの1年間です。

令和9年4月以降も貸与を希望する場合は、改めて継続の申請が必要です。

## 4 奨学金の貸与額

在学する学校（国公立・私立）に応じ、月額奨学金①～③を選択します。

区 分	月額奨学金（年額）
国公立高等学校等	① 15,000 円（18 万円）
	② 20,000 円（24 万円）
	③ 25,000 円（30 万円）
私立高等学校等	① 20,000 円（24 万円）
	② 30,000 円（36 万円）
	③ 40,000 円（48 万円）

※ 申請書に記載する奨学金の金額は、後で変更することはできないので慎重に決めてください。

## 5 奨学金の返還

埼玉県高等学校等奨学金は貸与です。将来必ず返還しなければなりません。

返還開始時期	高等学校等卒業予定月の4年6か月後から返還が始まります。
返還期間	12年 奨学金の全部または一部の繰上返還はいつでも可能です。
利息	利息はかかりません。 ただし、期日までに奨学金の返還をしなかったとき※は、遅延損害金の支払義務が生じます
返還方法	口座引落（毎月5日）

※ 一定期間、奨学金の返還が滞った場合

個人信用情報機関に登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

### 貸与額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円と、入学一時金<sup>※</sup>250,000 円を選択した場合

$$\begin{aligned} \text{貸与額} &= \text{月額奨学金 } 40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} + \text{入学一時金 } 250,000 \text{ 円} \\ &= \text{年額 } 730,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

※ 継続申請では、入学一時金の貸与はできません。

### 返還額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円を 3 年間と、1 年生時に入学一時金 250,000 円を借入した場合

$$\begin{aligned} \text{3 年間の貸与額} &= \text{月額 } 40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times 3 \text{ 年} + \text{入学一時金 } 250,000 \text{ 円} \\ &= 1,690,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= 1,690,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &\approx \text{およそ } 12,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

### あなたの場合

$$\begin{aligned} \text{3 年間の貸与額} &= \overset{\text{月額奨学金}}{\boxed{\phantom{00000}}} \text{円} \times 12 \text{ か月} \times \overset{\text{貸与年数}}{\boxed{\phantom{00}}} \text{年} + \overset{\text{入学一時金}}{\boxed{\phantom{00000}}} \text{円} \\ &= \overset{\text{合計貸与額}}{\boxed{\phantom{0000000}}} \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= \overset{\text{合計貸与額}}{\boxed{\phantom{0000000}}} \text{円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &= \overset{\text{返還額/月}}{\boxed{\phantom{00000}}} \text{円} \end{aligned}$$

## 6 申請書類と提出方法

### ① 申請書

10、11ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料の写しを貼付欄に添付してください。

※ 申請日時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、表面の記入及び本人確認資料の貼付は生徒本人のみで構いませんが、差し支えない範囲で保護者及び保護者の配偶者欄もご記入ください。（申請内容の確認のために連絡する場合があります。）

※ 生活保護受給世帯の方は、本人確認資料の写しの貼付は不要です。

本人確認資料の例：マイナンバーカード表面（顔写真がある面）、各種健康保険資格確認書、運転免許証、在留カード等）

※ いずれも有効期限内のものに限ります。

※ マイナンバーカード裏面（個人番号が記載されている面）は提出しないでください。

※ 健康保険証、マイナンバー通知カードは、本人確認資料として使用できません。

### ② 生活保護受給証の写し ※生活保護受給世帯のみ

世帯主の住所・氏名や、世帯構成などが記載されたものです。

世帯構成・有効期限が分かるようにコピーしてください。

※ お住まいの市町村によっては、受給証が発行されていない場合もあります。

詳細は、福祉事務所へお問い合わせください。

### ③ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書） ※次に該当する場合のみ

- (1) 生徒本人の氏名に変更があった場合
- (2) 生徒の親権者の氏名に変更があった場合
- (3) 生徒の親権者の変更があった場合

①～③の書類を提出用封筒に入れ、郵送してください。学校には提出しません。

※ 切手の貼付は不要です。

※ 書類②（生活保護受給証の写し）及び書類③（戸籍謄本）は、該当者のみ提出します。

※ 審査結果は書類①の保護者の欄に記載されている住所に送付します。

記入誤りにご注意ください。

## 7 申請期限

提出期限（必着）	審査結果の送付時期
令和8年4月30日（木）	令和8年6月上旬ごろ

- ※ 消印有効ではありませんので、余裕を持って提出してください。
- ※ 申請書類の到着確認には応じられませんので、配達状況を確認したい場合は、配達状況が確認できる方法（簡易書留や特定記録等）で発送してください。
- ※ 提出期限後に提出された申請については、認定審査を行いません。奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。
- ※ 申請書類に不備があった場合、審査結果の送付が遅れます。不備補正は令和8年6月上旬ごろに依頼する予定です。

## 8 奨学金の貸与方法

令和8年6月上旬から8月下旬までに、埼玉りそな銀行で借入手続<sup>※</sup>を行います。

### 過去に借入手続をした方

- ① 借入手続書類<sup>※1</sup>を記入し、埼玉りそな銀行に郵送します。
- ② 手続き後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に、埼玉りそな銀行の生徒本人名義の口座に月額奨学金12か月分が入金<sup>※3</sup>されます。

### 初めて借入手続をする方

- ① 生徒本人と親権者全員の同意、銀行窓口に伴同する親権者の署名が必要となります。ただし、借入手続き時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、生徒本人のみの署名で構いません。借入申込書<sup>※1</sup>への記入は銀行で行います。
- ② 生徒本人と親権者のうち1名が揃って、銀行の窓口で手続きを行います。ただし、借入手続き時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、生徒本人のみで手続きが可能です。
- ③ 手続き後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に、埼玉りそな銀行の生徒本人名義の口座に入学一時金と月額奨学金12か月分が入金<sup>※2</sup>されます。

#### ※1 借入手続書類

貸与資格が認定された場合、後日送付します。その際に、手続きの詳細を案内します。また、手続きには、借入額により400円～1,000円の収入印紙が必要です。収入印紙代は、申請により補助を行います。詳細は、高等学校等卒業時にご案内します。

#### ※2 貸与は、最も早く令和8年6月23日（火）です。

## 9 奨学金の返還猶予と返還免除

一定の要件を満たす場合は、申出により奨学金の返還が猶予又は免除されます。

返還の猶予	大学等在学、就職活動中、経済的理由により返還が困難な場合、奨学金の返還が、一定期間猶予されます。
返還の全額免除	生徒本人が亡くなった場合、奨学金の返還が、全額免除されます。
返還の一部免除	在学中の活動実績が顕著な者※として選ばれた場合、奨学金の返還が、一部免除されます

※ **在学中の活動実績が顕著な者**

学業・スポーツ・文化・ボランティアなどで特に優秀な成績を残し、貸与時の認定所得等が基準額未満の方で、在学する学校長から推薦を受け、選考で選ばれた方

# 申請書記入例

様式第2号

## 奨学金継続貸与資格認定申請書

(あて先)  
埼玉県教育委員会教育長

令和 **8** 年 **4** 月 **15** 日

私は、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。  
記

在籍学校	<b>埼玉県</b> 立	<b>埼玉高等</b>	学校
課 程	全日制・定時制・通信制・その他 ( )	学年(年次)・ 組・出席番号	<b>1</b> 年 <b>1</b> 組 <b>1</b> 番

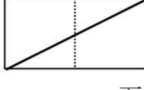
生 徒 本 人	フリガナ	<b>サイタマ アヤコ</b>	電 話 番 号	(自宅)	<b>048-000-0000</b>	
	氏 名	<b>埼玉 彩子</b>		(携帯)	<b>090-0000-0000</b>	
	生年月日	昭和 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">平成</span> <b>22</b> 年 <b>5</b> 月 <b>4</b> 日	本人確認資料（マイナンバーカード表面、各種健康保険資格確認書、運転免許証、在留カード等のうちいずれか一つ）の写しを貼ってください。  ※ 生活保護受給世帯は貼付不要です。 ※ マイナンバーカード裏面（個人番号が記載されている面）は提出しないでください。 ※ マイナンバー通知カードは、本人確認資料として使用できません。			
	メー ル アドレス	<b>xxxxxxxxxxx@xxxxx.ne.jp</b>				
	住 所	〒 <b>300 - 0000</b> <b>埼玉県〇〇市〇〇</b> <b>1-1-1</b>				
保 護 者	フリガナ	<b>サイタマ イチロウ</b>	電 話 番 号	(自宅)	<b>048-000-0000</b>	
	氏 名	<b>埼玉 一郎</b>		(携帯)	<b>090-0000-0000</b>	
	生徒本人との関係	<b>父</b>	電話番号・メールアドレスも忘れずに記入してください。 ※ 生徒本人の電話番号・メールアドレスがない場合は、保護者の電話番号・メールアドレスを記入してください。			
	メー ル アドレス	<b>xxxxxxxxxxx@xxxxx.ne.jp</b>				
	住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒本人と同じ (生徒本人と異なる場合のみ記入) 〒 -				
保 護 者 の 配 偶 者	フリガナ	<b>サイタマ ハナコ</b>	電 話 番 号	(自宅)	<b>048-000-0000</b>	
	氏 名	<b>埼玉 花子</b>		(携帯)	<b>090-0000-0000</b>	
	生徒本人との関係	<b>母</b>	生徒本人と同じ住所の場合は、チェックをつけてください。 異なる場合は、住所を記入してください。			
	メー ル アドレス	<b>xxxxxxxxxxx@xxxxx.ne.jp</b>				
	住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒本人と同じ (生徒本人と異なる場合のみ記入) 〒 -				

※ 裏面も記入してください。

裏面も忘れずに記入してください。

※ 財務課記入欄

【裏面】

奨学生番号	第 <u>250000</u> 号		
申請期間	令和8年 4月		
貸与を希望する額 合計 (①+②)  万円	種類		
	国公立	①月額奨学金	ア 18万円 (月額1万5千円) <input type="radio"/> イ <input checked="" type="radio"/> 24万円 (月額2万円) ウ 30万円 (月額2万5千円) エ 希望しない
		②入学一時金	ア 10万円 イ 25万円 ウ 希望しない
	私立	①月額奨学金	ア 36万円 (月額3万円) ウ 48万円 (月額4万円) エ 希望しない

提出用封筒の生徒氏名の後ろに記載されている6桁の番号を記入してください。

在籍する学校区分の中から希望額を選択し、「○」をつけてください。

\* お通いの学校が国公立か私立かで貸与額が異なります。区分を誤ると貸与時期が遅くなる可能性がありますので、ご注意ください。

備考 記載事項に係る事実に変更があった場合には、速やかに届け出ること。

個人情報に関する同意事項を必ず確認してください。

【個人情報に関する同意事項】

埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する下記の私の個人情報を、当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関（以下、「指定機関」という）に対して提供することに同意します。

- 在籍学校名、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、親権者情報、口座情報等、申請者等が埼玉県への申請時に届け出た事項
- 奨学生番号、奨学金の種類、貸与金額、返還開始時期等、埼玉県が貸与資格認定する事項

また、埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する下記の個人情報を、指定機関及び指定金融機関に提供し、貸与・返還情報等に利用することに同意します。

- 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等、指定機関に提供した個人情報を、指定機関が貸与・返還情報等に利用するために必要な事項
- 借受年月日、借受金額、据置期間、返還開始年月日、返還終了年月日、返還計画、既返還金額、未返還金額、延滞金額、代位弁済額、督促経過、個人識別番号等、契約内容に関する情報

記入誤り・記入漏れがあった場合、審査・認定が遅れます。  
記入例をよく読んで記入をお願いします。



## よくある質問

### Q1 奨学金はいつ入金されますか？

貸与資格の認定を受けただけでは、奨学金は入金されません。  
認定を受けた後、埼玉りそな銀行で借入手続きを行います。(8ページ参照)  
手続き後、月の7日又は23日(休業日の場合は翌営業日)に入金されます。  
最も早い貸与日(入金日)は、令和8年6月23日(火)です。

### Q2 奨学金の金額は、後で変更することはできますか。

奨学金の金額は、後で変更することはできません。(5ページ参照)  
貸与を希望する奨学金の金額を決めた上で、申請書の記入をお願いします。

### Q3 来年度以降も奨学金を借りることができますか？

貸与期間は、令和8年4月～令和9年3月までの1年間です。  
来年度以降、引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、改めて申請が必要です。  
来年度当初に、貸与資格の認定を受けた方に、在学学校を通じて申請をご案内します。

### Q4 他の修学支援制度と重複利用ができますか？

埼玉県高等学校等奨学金制度は、他の修学支援制度との併用を禁止していません。  
ただし、他の制度の方で併用を禁止している場合があります。その制度を取り扱っている窓口にて、制度の併用が可能かどうか確認してください。  
また、重複して利用する場合には、将来の返還額について十分に検討してください。

### Q5 退学した場合には、奨学金はどうなるのでしょうか？

高等学校等を退学した場合は、奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。  
また、高等学校等を休学した場合、保護者が県外に転居した場合、不正な手段で貸与を受けた場合及び奨学金の貸与を辞退する場合には、同様に奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

**Q 6 なぜ生徒本人が未成年の場合、親権者が一緒に金融機関へ行く必要があるのですか？**

奨学金の借入契約を結ぶ当事者は、生徒本人です。

民法の規定により、借入契約を結ぶ当事者が未成年の場合、親権者すべての方に、借入に必要な手続に同意していただく必要があります。

親権者がいないときは、未成年後見人の方に同意していただく必要があります。

なお、前回の借入手続以降、生徒本人の氏名に変更がない場合は、郵送での手続となります。

**Q 7 奨学金の返還が遅れてしまった場合、何かペナルティはあるのでしょうか？**

奨学金の返還が始まると、毎月5日に、返還額が口座から引き落としされます。

引落しができなかった場合、埼玉りそな銀行に対し、遅延損害金の支払義務が生じます。また、同社から返還の依頼・連絡があります。

その後、更に一定期間内に返還がない場合、個人信用情報センターに登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

なお、奨学金の返還でお困りのこと（例：病気・失業・収入が少ないなど）が生じた場合は、埼玉県教育委員会（財務課）または、借入手続をした埼玉りそな銀行の窓口へご相談ください。

## お問い合わせ

埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当

電話 048-830-8855 (コールセンター) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1



埼玉県マスコット  
「コバトン」